

回 覧										

市立幼稚園の開園・休園等についてのお知らせ

松岡幼稚園用

1. これまでの経過及び今後の方針

本市では、少子化や子どもと子育てを取り巻く環境の変化、保護者の保育ニーズの多様化に対応し、今後の市立幼稚園と市立保育所の役割や機能について中長期的な視点から一体的に見直すため、平成29年10月から、有識者、幼児教育・保育関係者、保護者代表等で構成する委員会において検討を重ねてまいりました。

平成30年7月には、すべての子どもに良質な教育・保育を提供することを目指し、これからの市立幼稚園及び保育所の将来的な方向性を示した「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」を策定したところです。

この方針により、市立の施設が地域における幼児教育・保育の拠点施設としての役割を効果的に果たすため、地区公民館区域を基本単位として、市立幼稚園と市立保育所の一体化による市立の認定こども園を整備することとしております。こうした中、市立幼稚園については、下記の基準に沿って休園・統廃合となる場合があります。

2. 市立幼稚園の休園・統廃合基準の概要（詳細は裏面参照）

新たな休園・統廃合基準では、子どもにとって望ましい集団生活ができる規模を最優先に考慮して、過去2年間（令和元年度と令和2年度）の園児数の状況と、来年度（令和3年度）の応募数又は来年4月の入園児数により、以下のとおり対応することとしております。

		令和3（2021）年度の4歳児の園児数		
		4名以下 <small>ただし園児募集終了時点 (R2.11.13)</small>	5～14名	15名以上
過去2年間の園児数	9名以下	令和3（2021）年度に廃園します。		
	14名以下	【4歳児クラス】 令和3年度は <u>休園</u> します。	【4歳児クラス】 令和3年度は <u>開園</u> します。 ただし、令和4年度は募集停止とします。	令和3年度は開園します。
	【松岡幼稚園の場合】	【5歳児クラス】 令和3年度は <u>開園</u> します。	【5歳児クラス】 令和3年度は <u>開園</u> します。 ただし、令和4年度は開園し、令和5年度は統廃合とします。	
15名以上	令和3年度は <u>休園</u> します。 ただし、令和4年度に向けて、再度園児募集します。	令和3年度は <u>開園</u> します。		

◎ 基準日は学級編制の日（入園式の日）とします。

◎ 2年制保育実施園は、4歳児の園児数を対象とします。

◎ 同一地区公民館区域に市立幼稚園が1園の場合や、同時期に複数の市立幼稚園が統廃合の対象となる場合などは、地域の実情を勘案して総合的に判断します。

【問い合わせ先】 子ども企画課 574-6516

保育・幼児教育課 537-5789

「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」(平成30年7月) <<抜粋>>

3 市立幼稚園の整理統合の方針

市立幼稚園については、子どもたちにとって望ましい集団活動ができる規模を最優先に考慮する中で、一定の基準のもとで整理統合に取り組みます。

●市立幼稚園の休園・統廃合基準

基準	内 容	例示 (解説)
基準1 (原則)	学級編制基準日(入園式の日)の入園児数が、3年連続14人以下となる場合(2年制の場合は、4歳児の入園児数が14人以下となる場合)は、翌年4月から統廃合とする。(2年制の場合は、翌年4月に4歳児学級を休園とする。また、統廃合を決定した後の園児募集は行わない。)	【2018(平成30)、2019、2020年度の学級編制基準日(入園式の日)の入園児数がいずれも14人以下の場合】 2021年4月に統廃合とする。
基準2	基準1にかかわらず、学級編制基準日(入園式の日)の入園児数が、2年連続9人以下となる場合(2年制の場合は、4歳児の入園児数が9人以下となる場合)は、翌年4月から統廃合とする。(2年制の場合は、翌年4月に4歳児学級を休園とする。また、統廃合を決定した後の園児募集は行わない。)	【2018(平成30)、2019年度の学級編制基準日(入園式の日)の入園児数がいずれも9人以下の場合】 2020年4月に統廃合とする。
基準3	基準1及び2にかかわらず、新年度の園児募集終了時点(11月中旬)において、4人以下の出願者数となる場合(2年制の場合は、4歳児の出願者数が4人以下となる場合)は、翌年4月より休園とし(2年制の場合は、4歳児学級を休園する。)、当該年度末をもって統廃合とする。(休園後の募集は行わない。) ただし、園児を募集した年度の学級編制基準日(入園式の日)の園児数が15人以上(2年制の場合は、4歳児の園児数が15人以上)である場合は、休園した年度に翌年度の園児募集を行うこととする。 その出願者数が5人以上の場合は、休園した年度から起算して、基準1又は基準2を適用し、出願者数が4人以下の場合は、当該年度末をもって統廃合とする。	
例外	基準1、2及び3により、同一地区公民館区域において、同時期に複数の市立幼稚園が統廃合の対象となる場合や、市立の認定こども園が設置されるまでの間に市立幼稚園がすべて統廃合となる場合には、地域の実情を勘案して総合的に判断する。 各地区公民館区域に、市立の認定こども園を設置する際は、当該基準に関わらず、別途、同地区内の他の市立幼稚園の統廃合を検討する。	佐賀関幼稚園、野津原幼稚園等地区公民館区域に市立幼稚園が1園の場合、園児数に関わらず、地域の実情を勘案して総合的に判断する。

※当該統廃合基準は、平成30年度の学級編制基準日(入園式の日)から適用する。

※この基準の適用に当たり、平成29年度の暫定的な措置により平成30年度を休園した園については、基準3にかかわらず、平成31年度の園児募集を行うものとする。

回 覧										

市立幼稚園の開園・休園等についてのお知らせ

東植田幼稚園

1. これまでの経過及び今後の方針

本市では、少子化や子どもと子育てを取り巻く環境の変化、保護者の保育ニーズの多様化に対応し、今後の市立幼稚園と市立保育所の役割や機能について中長期的な視点から一体的に見直すため、平成29年10月から、有識者、幼児教育・保育関係者、保護者代表等で構成する委員会において検討を重ねてまいりました。

平成30年7月には、すべての子どもに良質な教育・保育を提供することを目指し、これからの市立幼稚園及び保育所の将来的な方向性を示した「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」を策定したところです。

この方針により、市立の施設が地域における幼児教育・保育の拠点施設としての役割を効果的に果たすため、地区公民館区域を基本単位として、市立幼稚園と市立保育所の一体化による市立の認定こども園を整備することとしております。こうした中、市立幼稚園については、下記の基準に沿って休園・統廃合となる場合があります。

2. 市立幼稚園の休園・統廃合基準の概要（詳細は裏面参照）

新たな休園・統廃合基準では、子どもにとって望ましい集団生活ができる規模を最優先に考慮して、過去2年間（令和元年度と令和2年度）の園児数の状況と、来年度（令和3年度）の応募数又は来年4月の入園児数により、以下のとおり対応することとしております。

		令和3（2021）年度の園児数		
		4名以下 <small>ただし園児募集終了時点 (R2.11.13)</small>	5～14名	15名以上
過去2年間の園児数	9名以下	令和3（2021）年度に廃園します。		
	14名以下 【東植田幼稚園の場合】	令和3（2021）年度は休園し、令和4（2022）年度は統廃合とします。	令和3（2021）年度は開園します。 ただし、令和4（2022）年度は統廃合とします。	令和3（2021）年度は開園します。
	15名以上	令和3（2021）年度は休園します。ただし、令和4（2022）年度に向けて、再度園児募集します。	令和3（2021）年度は開園します。	

- ◎ 基準日は学級編制の日（入園式の日）とします。
- ◎ 2年制保育実施園は、4歳児の園児数を対象とします。
- ◎ 同一地区公民館区域に市立幼稚園が1園の場合や、同時期に複数の市立幼稚園が統廃合の対象となる場合などは、地域の実情を勘案して総合的に判断します。

【問い合わせ先】 子ども企画課 574-6516
保育・幼児教育課 537-5789

「大分市立幼稚園及び保育所の在り方の方針」（平成30年7月）《抜粋》

3 市立幼稚園の整理統合の方針

市立幼稚園については、子どもたちにとって望ましい集団活動ができる規模を最優先に考慮する中で、一定の基準のもとで整理統合に取り組みます。

●市立幼稚園の休園・統廃合基準

基準	内 容	例示（解説）
基準1 （原則）	学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が、3年連続14人以下となる場合（2年制の場合は、4歳児の入園児数が14人以下となる場合）は、翌年4月から統廃合とする。（2年制の場合は、翌年4月に4歳児学級を休園とする。また、統廃合を決定した後の園児募集は行わない。）	【2018（平成30）、2019、2020年度の学級編制基準日（入園式の日）の入園児数がいずれも14人以下の場合】 2021年4月に統廃合とする。
基準2	基準1にかかわらず、学級編制基準日（入園式の日）の入園児数が、2年連続9人以下となる場合（2年制の場合は、4歳児の入園児数が9人以下となる場合）は、翌年4月から統廃合とする。（2年制の場合は、翌年4月に4歳児学級を休園とする。また、統廃合を決定した後の園児募集は行わない。）	【2018（平成30）、2019年度の学級編制基準日（入園式の日）の入園児数がいずれも9人以下の場合】 2020年4月に統廃合とする。
基準3	基準1及び2にかかわらず、新年度の園児募集終了時点（11月中旬）において、4人以下の出願者数となる場合（2年制の場合は、4歳児の出願者数が4人以下となる場合）は、翌年4月より休園とし（2年制の場合は、4歳児学級を休園する。）、当該年度末をもって統廃合とする。（休園後の募集は行わない。） ただし、園児を募集した年度の学級編制基準日（入園式の日）の園児数が15人以上（2年制の場合は、4歳児の園児数が15人以上）である場合は、休園した年度に翌年度の園児募集を行うこととする。 その出願者数が5人以上の場合は、休園した年度から起算して、基準1又は基準2を適用し、出願者数が4人以下の場合は、当該年度末をもって統廃合とする。	
例外	基準1、2及び3により、同一地区公民館区域において、同時期に複数の市立幼稚園が統廃合の対象となる場合や、市立の認定こども園が設置されるまでの間に市立幼稚園がすべて統廃合となる場合には、地域の実情を勘案して総合的に判断する。 各地区公民館区域に、市立の認定こども園を設置する際は、当該基準に関わらず、別途、同地区内の他の市立幼稚園の統廃合を検討する。	佐賀関幼稚園、野津原幼稚園等地区公民館区域に市立幼稚園が1園の場合、園児数に関わらず、地域の実情を勘案して総合的に判断する。

※当該統廃合基準は、平成30年度の学級編制基準日（入園式の日）から適用する。

※この基準の適用に当たり、平成29年度の暫定的な措置により平成30年度を休園した園については、基準3にかかわらず、平成31年度の園児募集を行うものとする。